

エーザイ健康保険組合公告第888号

令和6年8月26日

エーザイ健康保険組合

理事長 眞鍋裕人

公告
規約の一部変更について

規約の一部変更について、令和6年7月29日に開催された第175回組合会にて承認され、令和6年8月26日付で関東信越厚生局長の認可を得たので公告する。なお、変更内容は添付資料の通りであり、第5条および第9条の規定は令和7年12月1日から、その他については令和6年9月1日から施行する。

以上

エーザイ健康保険組合の規約の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(議員の定数) 第5条 この組合の組合会の議員の定数は、<u>18人</u>とする。	(議員の定数) 第5条 この組合の組合会の議員の定数は、<u>26人</u>とする。
(互選議員の議員数) 第9条 選挙する互選議員の数は、<u>9人</u>とする。	(互選議員の議員数) 第9条 選挙する互選議員の数は、<u>13人</u>とする。
(当選人) 第11条 選挙の結果、最多数の投票を得た者から定数に達するまでの者を当選人とする。ただし、議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。 2 (略)	(当選人) 第11条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。ただし、議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。 2 (略)
(組合会の招集手続) 第18条 (略) 2 (略) 3 組合会はテレビ会議システム及びweb会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム(以下「<u>会議システム</u>」という。)により開催することができる。	(組合会の招集手続) 第18条 (略) 2 (略) 3 組合会はテレビシステム会議及びwebシステム会議等遠隔地とのやり取りができるオンライン会議システム(以下「<u>オンライン会議システム</u>」という。)により開催することができる。
(代理) 第19条 議員は、組合会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった組合会に付議する議案について賛否の意見を付した書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使できる。 2 (略)	(代理) 第19条 議員は、次の各号のいずれかの理由により組合会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった組合会に付議する議案について賛否の意見を付した書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使できる。 <u>(1) 議員の疾病、負傷又は分娩</u> <u>(2) 議員の親族の弔忌</u> <u>(3) 議員に係る災害又は交通途絶</u> <u>(4) 前各号に準ずるやむを得ない理由</u> 2 (略)
(会議録の作成) 第23条 (略) 2 <u>会議システム</u>により組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。 (1) <u>会議システム</u>で組合会を開催した旨 (2) <u>会議システム</u>により、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨 (3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨 (4) <u>会議システム</u>により参加した組合会議員の氏名及び場所 3 (略) 4 (略)	(会議録の作成) 第23条 (略) 2 <u>オンライン会議システム</u>により組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。 (1) <u>オンライン会議システム</u>で組合会を開催した旨 (2) <u>オンライン会議システム</u>により、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨 (3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨 (4) <u>オンライン会議システム</u>により参加した組合会議員の氏名及び場所 <u>テレビ会議により組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。</u> 3 (略) 4 (略)
(理事の定数) 第26条 この組合の理事の定数は、<u>6人</u>とする。	(理事の定数) 第26条 この組合の理事の定数は、<u>12人</u>とする。

(理事、理事長及び監事の選挙) 第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。<u>ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。</u> 2 (略) 3 <u>選挙の結果、最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者を当選人とする。</u> 4 (略)	(理事、理事長及び監事の選挙) 第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。 2 (略) 3 <u>選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。</u> 4 (略)
(理事会の招集手続き) 第30条 (略) 1～2 (略) 3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の<u>6日前</u>までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。 4 (略) 5 理事会は<u>会議システム</u>により開催することができる。	(理事会の招集手続き) 第30条 (略) 1～2 (略) 3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の<u>7日前</u>までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。 4 (略) 5 理事会は<u>オンライン会議システム</u>により開催することができる。
(理事会の決定事項) 第31条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。 (1) <u>(削除)</u> (2) 常務理事の選任及び解任の同意 (3) 事業運営の具体的方針 (4) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法 (5) この規約に定める事項 (6) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの	(理事会の決定事項) 第31条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。 (1) <u>組合会に提出する議案</u> (2) 常務理事の選任及び解任の同意 (3) 事業運営の具体的方針 (4) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法 (5) この規約に定める事項 (6) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの
(標準報酬) 第43条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは<u>法第43条の3第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、</u>理事会の定める方法により算定する。	(標準報酬) 第43条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項若しくは<u>法第42条第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項若しくは法第43条第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、</u>理事会の定める方法により算定する。
(介護保険料の負担割合) 第44条の2 <u>介護保険料額の20分の10は事業主、20分の10は被保険者において負担する。</u>	(新設)
(特定被保険者の保険料額) 第44条の3 この組合において以下の全てに該当する被保険者(以下「特定被保険者」と称する)に関する保険料額は一般保険料額と介護保険料額との合算額とする。 (1) <u>介護保険第2号被保険者たる被保険者でないこと</u> (2) <u>介護保険第2号被保険者たる被扶養者を有すること</u> (3) <u>介護保険法施行法第11条に規定する被保険者でないこと</u>	(特定被保険者の保険料額) 第44条の2 この組合において、<u>介護保険第2号被保険者たる被扶養者を有する介護保険第2号被保険者以外の介護保険法施行法第11条に規定する者を除く被保険者に関する保険料額は一般保険料額と介護保険料額との合算額とする。</u>

(公告の方法) 第 5 1 条 この組合において公告しなければならない事項は、<u>この組合の掲示板等</u>に掲載する。	(公告の方法) 第 5 1 条 この組合において公告しなければならない事項は、<u>この組合及び事業所の掲示板等</u>に掲載する。
(一部負担金の特例) 第 5 3 条 被保険者である組合員が指定する病院又は診療所につき療養の給付を受ける場合は、一部負担金を支払うことを要しない。	(一部負担金の特例) 第 5 3 条 被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の<u>規定による医療を受けることができる者（以下「老人被保険者」という。）を除く。</u>）である組合員が指定する病院又は診療所につき療養の給付を受ける場合は、一部負担金を支払うことを要しない。

附則 (施行期日)

 この規約は令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

 但し、第 5 条および第 9 条の規定は令和 7 年 1 2 月 1 日から施行する。